空き家バンク制約までの流れ【空き家所有者の方はこちら】

町内に空き家をご所有の方で、賃貸や売買等、有効活用をお考えの方は空き家バンクへの登録をご検討下さい。 空き家を必要としている人が待っています。 ご所有の

1

所有者

物件登録 申し込み

「空き家バンク登録登録申込書(様式第1号)」をご提出ください。 申込書は町ホームページ又は政策課窓口で入手できます。

(2)

町

登録 審査

ご提出書類の確認や現地調査等を行い、町の空き家バンク登録台帳へ登録を行い ます。

WEBSITE 0000 3

⊞т

空き家情報公開

所有者へ「空き家バンク登録完了書(様式第4号)」を交付し、町ホームページ や政策課窓口にて、物件の概要を公開します。



町・所有者・利用者

紹介 現地見学 利用者等から問い合わせを受けた場合、所有者へ利用者の連絡先を教えます。両 者間で日程の調整等を行い、現地の見学を行います。 ※町は立会いを行いません。

専門的な知識が必要な場合には専門家(宅建協会等)にご相談ください。



所有者·利用者

交渉

契約

所有者と利用者で契約を締結します。(町は交渉・契約等の仲介は行いませ

契約は当該者間で行うこともできますが、安心・安全な取引きのために宅建協会 等乃仲介を受けることをお勧めします。



所有者・利用者

成約

(6)

マッチング完了です。

速やかに「空き家バンク制約報告書(様式第9号)」をご提出ください。

※契約に際して仲介手数料等の諸経費が必要になる場合がありますので、詳細は宅建協会へお問い合わせください。

※交渉契約、成約の際のトラブルや苦情葉町ではお受けできませんので、ご了承ください。